

## アスベストによる健康被害に対する安定的な予算の確保を求める意見書

現在、アスベストによる健康被害が生じた場合は、労働者災害補償保険制度による補償をはじめ、石綿健康被害救済法や建設アスベスト救済制度による給付金等が支給されている。

しかし、アスベストによる健康被害に基づく発症者の数は現在も増え続けており、アスベストの健康被害者からは、一日も早い治療法の確立が求められている。また、今後は、アスベスト建材の使用ピークから約50年が経過し、当時建築されたビルや家屋の老朽化による解体もピークとなることから、被害を抑える対策は急務である。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、アスベストによる健康被害者への治療法を早期に確立するとともに、進行抑制に効果のある研究・開発を促進するための安定的な予算の確保に全力で取り組むことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年6月29日

江東区議会議長 山本 香代子

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣

} 宛て